

岩倉市長期継続契約に関する取扱要領

1 長期継続契約の対象について

債務負担行為を伴わない長期継続契約（以下「長期継続契約」という）の対象は、すべての契約ではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約及び長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。）第2条各号に定める契約であることに留意すること。

2 物品について

条例第2条第1号の物品のうち電子計算機器等については、ハードウェアと一体となってその使用に必要なソフトウェアを借り入れる契約を物品に含めて契約することができるものとする。

3 長期継続契約の期間について

- (1) 条例第2条第1号（物品の賃借に関する契約）及び条例第2条第2号（賃貸借契約を伴う物品の維持管理に関する業務委託契約）

契約の期間は6年を限度とするが、更なる経費の削減やより良質なサービスの提供をする者との契約を締結する必要性等を考慮し、適切な契約期間を設定すること。

- (2) 条例第2条第3号（施設の清掃、保守点検等の維持管理に関する業務委託契約）

施設の清掃等、年度をまたがる12か月の契約で対応できるものについては、12か月以内とする。その他のものについては、6年を限度とする。

- (3) 条例第2条第4号（前各号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約）

期間の設定が困難なものについては、期間の定めのない中途解約可能な契約とすること。その他のものについては、6年を限度とする。

4 長期継続契約に当たっての留意点

- (1) 翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合には、当該契約を解除する旨を記載すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、相手方の債務不履行等の場合には、契約

解除できる旨を記載すること。

- (3) 予定価格、契約書は、支払の単位（月額又は年額）の金額を記載すること。
- (4) 契約期間中に消費税率の改正があった場合は、改正後の消費税率を適用する旨を記載すること。

5 長期継続契約の報告等

- (1) 長期継続契約を締結しようとする際は、総務部行政課長に合議すること。また、長期継続契約を締結した場合には、総務部行政課長に報告すること。
- (2) 総務部行政課長は、長期継続契約の相手方、契約期間等その内容を取りまとめて、長期継続契約の内容を把握し整理しておくこと。
- (3) 総務部行政課長は、長期継続の内容を取りまとめた結果を主要施策の成果報告書等に報告すること。

6 様式等

この要領の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

7 施行期日

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

改正	平成17年10月	1日
改正	平成19年 4月	1日
改正	平成21年 4月	1日
改正	平成22年 4月	1日